

台湾向けに輸出される食品に関する産地証明書交付に係る事務処理要領

(趣旨)

第1 「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規定（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）」別表2の別紙ZZ-S1「輸出される食品等に関する都道府県による証明書の発行要綱（令和4年2月21日更新）」に基づき、福島県が台湾向けに輸出する食品に関して添付が義務付けられている産地証明書の発行要件及び手続を定めるものとする。

(対象となる食品)

第2 産地証明書発行の対象となる食品は、直接又は加工後に食されることを意図した産品であるものとする。

(申請者)

第3 産地証明書の発行を申請することができる者は、福島県において生産、加工する食品等を輸出しようとする者又は福島県に事務所を有する者とする。ただし、申請者又はその代理人は、日本国内に事務所を有する者とする。

なお、代理人が産地証明書の発行を申請する場合は、輸出しようとする者が作成した様式1の委任状を提出するものとする。

(申請先、申請方法)

第4 申請者は、申請書類を、以下の申請先にeメールにて送付すること。

申請先

該当品目	証明書発行機関	eメールアドレス
農林水産物	農林水産部農林企画課	kikaku.aff@pref.fukushima.lg.jp
加工食品	観光交流局県産品振興戦略課	trade-promotion@pref.fukushima.lg.jp

(提出書類)

第5 提出書類は以下のとおりとする。

- 1 台湾向け食品等の輸出に関する証明申請書（様式2）
- 2 必要事項を記入した輸出に係る産地証明書案（英語表記により必要事項を記載したもの）（様式3）

ただし、品目数が複数の場合は、様式3の（description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight）の欄に、See Annexと記載し、（様式3）別添に必要事項を記入したものを添付すること。

- 3 その他台湾への輸出申請書記載事項を確認することができる別表に掲げる確認書類等

(申請内容の審査)

第6 福島県は、申請者が提出した書類を確認し、輸出貨物、輸出先等及び産地について、以下に定める項目を審査する。

1 輸出貨物の特定及び輸出先等の確認

証明にあたって、次の事項を確認する。

- (1) インボイスの番号
- (2) 商品名、数量、重量及び包装形態
- (3) 出発地名、到着地名、出港日及び船便名・航空便名
- (4) 輸出業者の名称及び所在地
- (5) 輸入業者の名称及び所在地
- (6) 具体的な商品

2 産地

生産・加工施設の名称及び所在地を確認する。

なお、加工食品について、複数の加工施設がある場合、最終加工地を所在地とする。

(現地確認その他必要な調査の実施)

第7 福島県は、申請者から提出された申請書類等の内容について、必要があると認められる場合は、申請者等に報告を求めるほか、現地確認及びその他の調査を実施するものとする。

(産地証明書の交付)

第8 福島県は、申請者から提出された申請書類等を審査し、証明する内容について確認できた場合、様式3により提出された証明書に必要事項を記入し、署名（代理人を含む。）及び押印したものを交付する。

○参考（放射性物質検査報告書の提出）

福島県から台湾へ食品を輸出する際には、産地証明書に加え、指定された検査機関での「放射性物質検査報告書」を添付することが求められているため、別途手配すること。

なお、福島県内の検査機関は以下のとおり。

検査機関名	問い合わせ先
福島県ハイテクプラザ (郡山市・会津若松市)	郡山：024-959-1911 会津若松：0242-39-2974
ユーロフィン日本総研(株) 福島分析センター(福島市)	024-545-3032

附則 この要領は、令和4年2月21日から施行する。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

	確認項目	確認書類 (左の項目が確認できるいずれかの書類)
輸出貨物等	<ul style="list-style-type: none">・インボイスの番号・商品名、数量、重量及び包装形態・出発地名、到着地名、出港日及び船便名・航空便名・輸出業者の名称及び所在地・輸入業者の名称及び所在地・具体的な商品	<ul style="list-style-type: none">・B/L(船荷証券)もしくはAWB(航空運送状) またはインボイス(送り状)・パッキングリスト・積戻し許可通知書・輸入許可通知書・商品ラベルのコピーや商品の写真
産地	<ul style="list-style-type: none">・生産・加工施設の名称及び所在地	<ul style="list-style-type: none">・商品ラベルのコピーや写真・販売者名及び製造所固有記号の記載がある商品表示及び製造所固有記号制度届出データベースによる製造所固有記号の検索結果を印刷した書面(注1)・納品書等(注2)及び営業許可証等・取引先又は申請者本人による「輸出される食品等に関する確認書」(様式4)(注3)

注1：製造所固有記号制度届出データベースによる製造所固有記号の検索結果を印刷した書面が入手できない場合においては、販売者等のウェブサイトにおいて公開している製造所情報を印刷した書面又は該当する製造所について販売者等に電話等で確認し、日付、担当者、連絡先及び確認内容を記した確認書類とする。

注2：取引先との納品書、出荷伝票及び入庫伝票の他、取引の過程で用いられる確認書類(インボイス、B/L、AWB、積戻し許可通知書及び輸入許可通知書)を含む。

注3：申請者が生産者・製造者の場合には確認書は不要とする。

(様式1)

年 月 日

福島県知事 様

委 任 状

事業者名
所在地
代表者名

当社（注：個人の場合は「私」とする。）は、「台湾向けに輸出される食品に関する産地証明書発行に係る事務処理要領」第8の規定に基づく証明書発行のための申請手続きに係る権限を下記のとおり委任いたします。

なお、上記証明書については、当該申請に基づく証明を行ったことに基づき、証明書発行主体及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

記

委任期間 年 月 日 ～ 年 月 日

（注：期間は3年以内とし、今回の申請に限り委任する場合、記載は不要とする。）

委 任 先

事業者名：（注：個人の場合は氏名）

所在地：

代表者名：（注：代表者以外の者を代理人として委任する場合、役職・氏名）

使用印：

（注）委任期間中であれば、次回以降の申請は、本委任状の写しで代えることができる。

(様式2)

年 月 日

台湾向け食品等の輸出に関する証明申請書

福島県農林水産部農林企画課長
福島県観光交流局県産品振興戦略課長

事業者名
法人番号 (法人のみ)
所在地
代表者名
(上記代理人)
法人番号 (法人のみ)
事業者名
所在地
役職・氏名

当社（注：個人の場合は「私」とする。）は、「台湾向けに輸出される食品に関する産地証明書発行に係る事務処理要領」第8の規定に基づき、(様式3)について証明をお願いしたく、別紙のとおり関係書類を添付して申請します。

なお、上記証明書については、当該証明を行ったことに基づき、証明書発行主体及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを誓約します。

(様式 3)

Declaration for the import into Taiwan (name of country or region)
-----Products from Japan

Invoice Number _____ **Declaration Number** _____

Fukushima Trade Promotion Division, (Fukushima Agriculture and Forestry Planning Division,) Fukushima Prefectural Government (competent authority)

DECLARES that the _____ (products) of this consignment composed of:

(description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight) embarked at _____ (embarkation place)

on _____ (date of embarkation)

by _____ (identification of transporter)

going to _____ (place and country of destination)

which comes from the establishment _____ (name and address of establishment)

is originating from a prefecture of _____

Exporter (name, address, country)

Consignee (name, address, country or region)

Done at Fukushima Prefectural Government on _____

authorised representative of Local government

(様式 3)

記載例

※赤字部分を申請者が記載すること

Declaration for the import into Taiwan (name of country or region)

Food Products from Japan

Invoice Number インボイス番号 Declaration Number 証明番号

Fukushima Trade Promotion Division, (Fukushima Agriculture and Forestry Planning Division,) Fukushima Prefectural Government (competent authority)

DECLARES that the Food (products) of this consignment composed of:

製品名、包装形態、包装数量、重量(総重量、正味重量)

(品目数が多い場合は「See Annex」等と記載し、商品リストを記載した別紙を添付。)

(description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)

embarked at 日本の出港(出航)他

(embarkation place)

on 出港(出航)年月日

(date of embarkation)

by 運送方法(船便名、航空便名)

(identification of transporter)

going to 着港(着航)地及び到着国・地域(Taiwan)

(place and country of destination)

which comes from the establishment 生産地又は加工施設の名称・所在地

(name and address of establishment)

is originating from a prefecture of 産地都道府県名(加工食品は、最終加工地の所在地)

Exporter (name, address, country)

輸出者名、所在地、Japan

Consignee (name, address, country or region)

輸入者名、所在地、輸出先国・地域名

Done at Fukushima Prefectural Government on 証明書発行年月日

authorised representative of Local government

証明権者の役職、氏名、押印、署名

記載例

※赤字部分を申請者が記載すること

(様式3) 別添

(Annex)

Invoice Number **インボイス番号**

Declaration Number **証明番号**

No.	Product	Number and type of package	Weight	Name and address of establishment		
1	●● Carrot Juice	ctn/20bottle/500g, 30ctns	300kg	●● CO. LTD	***,●●-cho,●●-City	●● Prefecture
2	●●	●●	***kg	●●	●●	●● Prefecture
3	●●●●	●●●●	***kg	●●●●	●●●●	●● Prefecture

(様式4)

輸出される食品等に関する確認書

年 月 日

御中

住所
名称

海外向けに輸出される食品等に関する産地証明書の申請にあたり、下記の事項が事実と相違ないことを確認しました。

記

(以下の事項のうち必要な項目について、以下のとおり記述する。)

商品名： _____

確認項目		確認事項	
1	数量、重量及び包装形態		
2	生産 ・加工施設	名称	
		都道府県・国名	
		所在地	
		製造所固有番号	

※ 製造所固有記号は、現品に表示がある場合に記載し、表示がない場合は「N/A」と記載するものとする。